



Title	<翻訳>フランス倒産法概況（三・完）
Author(s)	モンセリエ ボン, マリー エレーヌ; 荻野, 奈緒; 齋藤, 由起
Citation	阪大法学. 2016, 65(6), p. 85-112
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75476
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス倒産法概説（三・完）

マリー＝エレーヌ モンセリエ＝ボン

荻野奈緒・齋藤由起／共訳

第一章 フランス倒産法の概要

（以上六五卷四号）

第二章 救済手続

第三章 裁判上の更生手続

（以上六五卷五号）

第四章 裁判上の清算手続

第一節 裁判上の清算手続の開始

第二節 裁判上の清算手続の進行

第三節 裁判上の清算の実施方法

補章 二〇一四年三月一二日のオルドナンスによる改正

第一節 経営難の債務者が利用できる道具の増加

第二節 手続に関与する者の法的地位の均衡の回復

（以上本号）

81 目的 商法典L.六四〇—一条以下は、裁判上の清算手続について規定している。裁判上の清算手続は、当初は企業の消滅の前段階でしかなかったが、救済手続に関する二〇〇五年七月二六日の法律の制定によって企業譲渡が組み込まれてからは、裁判所の指名する引受人 (reprenneur) による企業活動の継続が可能となった。そのため、裁判上の清算手続の様相は以前とは異なるものとなっている。いずれにしても、裁判上の清算手続は、しばしば多額にのぼる消極財産を清算するために企業の積極財産を売却することを目的としている。以下では、裁判上の清算手続の開始要件について検討した後、同手続の進行における特徴を検討し、最後に、積極財産の換価の方法について検討する。

第一節 裁判上の清算手続の開始

82 方法 裁判上の清算手続は、救済手続によっても裁判上の更生手続によっても企業を再建することができな
いときに、開始される。実際、商法典L.六四〇—一条は、裁判上の清算手続は、支払停止の状況にあり、裁判上の
更正が不可能な全ての債務者について開始すると規定している。裁判上の清算手続の開始には、救済手続や裁判上
の更生手続と比べて大きな特徴があるわけではない。裁判所は、裁判上の清算手続を開始することを決定したとき
は、清算人 (liquidateur) を選任しなければならない。清算人の役割は、財産に関する管理処分権を喪失した
(dessaisi) 債務者を代理すること、債権者の集団的利益を擁護することの二つである。救済手続又は裁判上の
更生手続が裁判上の清算手続に移行した場合には、従前の手続における司法管財人が清算人に任せられる。裁判所

は、商法典L.六四一—一〇条に従って、清算手続中の企業活動の継続を決定することができる。その場合、大企業については、企業の経営にあたる管理人を選任することができる。

83 裁判上の清算手続の多様化 二〇〇五年の法律が制定された際に明らかになったのは、裁判上の清算手続が行われる場合には僅かな積極財産しかないことが多いにもかかわらず、手続にかかる期間が非常に長期化しがちであるということであった。⁽¹⁾このような状況を前に、立法者は、裁判上の清算手続を多様化することによって、手続の進行を迅速化しようとした。この動きは、二〇〇八年二月一八日のオルドナンスによって完結した。それゆえ、複数の状況が区別されなければならない。

84 直接清算手続に付される場合と清算手続に移行する場合 債務者が当初から裁判上の清算手続に付された場合と、他の手続が当該企業の状況に適合しなくなったために裁判上の清算手続に移行した場合とを区別する必要がある。後者の場合には、新たな手続が開始するのではなく、開始された当初の手続に適用される制度が変わるだけだということに留意しなければならない。したがって、この場合、債権者は改めて自己の債権を届け出る必要はなく、当初の手続の観察期間中に生じた債権は、裁判上の清算手続においても手続開始後債権として扱われる。更生計画が解除された場合、再び支払停止の状態に陥った債務者は、自動的に裁判上の清算手続に付される。これは「裁判上の清算手続への移行ではなく」裁判上の清算手続の新たな開始ではあるが、債権者の利益のために特に、債権者は新たに債権届出をしなくてもよいとされている。⁽²⁾

85 通常の裁判上の清算と簡易化された裁判上の清算 二〇〇八年のオールドナンスにより、新たな制度が導入された。二〇〇五年の法律は、当初から、簡易化された裁判上の清算手続を定めている。この手続が適用され得るのは、債務者の積極財産が不動産を含まず、債務者の売上が七五〇、〇〇〇ユーロ以下で、かつ、企業が雇用する従業員の数が五人未満の場合であり、これらの要件を充たす場合、裁判所は、簡易化された手続、つまり、財産の換価及び債権の調査を簡易化して一年以内に手続を終了させる制度を適用するか否かを選択することができる。しかし、裁判所はこの制度をほとんど利用しなかった。そこで、立法者は、二〇〇八年に、積極財産が不動産を含まず（これは従来の要件と同様である）、売上が三〇〇、〇〇〇ユーロ未満で、かつ、企業が雇用する従業員の数が一人以下の場合、つまり、零細企業（TPE, très petite entreprise）の場合に、簡易化された裁判上の清算の制度の適用を義務付けることとした。新制度の導入前から存在する簡易化された裁判上の清算手続も維持され、裁判所によるその利用は任意的なままである。「簡易化された清算手続が選択された場合であっても」通常の裁判上の清算手続に復帰することはいつでも可能であり、手続が一年以内に終了しなければそれが唯一可能な解決である。手続が一年以内に終了しない理由は、多くの場合、解雇に伴う労働紛争が係属中であることにある。

第二節 裁判上の清算手続の進行

86 状況の二元性 裁判上の清算手続の進行は、企業活動が停止しているか（手続開始前に企業活動が停止していることも多い）、手続中の企業譲渡を見越して企業活動が維持されているかによって、大きく異なる。いずれにせよ、裁判上の清算が宣告されると、債務者の法的地位に重大な効果が生じ、救済手続又は裁判上の更生手続について規定された企業の機能の仕方に関するルールは修正される。

87 債務者の法的地位 裁判上の清算手続の特徴の一つは、手続開始時に債務者が管理処分権を喪失することであり、債務者は、それ以降、自己の財産を管理したり処分したりすることを禁止される⁽³⁾。他の手続の場合とは異なり、債務者は企業がその活動を継続するときも経営から完全に排除され、その事業資産及び個人資産を処分することができなくなる。債務者が賃金の支払いを受ける活動を開始し、又は、債務者に支払われるべき金員の弁済を得た場合には、これらの収入の大部分は、消極財産の支払いに充てるために裁判上の清算手続に組み入れられる。もつとも、債務者の管理処分権の喪失には、二つの例外が認められている。第一に、商法典L.六四一―九条は、債務者が個人的な性質を有する活動、すなわち、その個人的生活 (*vie personnelle*)、とりわけ家族生活 (*vie familiale*) を行うことを認めており、債務者は、離婚の決断や、個人的活動の再開の決断、あるいは、従業員としての活動に関する訴訟をすることができる。しかしながら、これらの活動が個人的生活の側面と同時に財産的側面を有するときは、その点については清算人が権限を持つ。例えば、離婚に伴って共通財産の分割がなされる場合には、共通財産の分割については清算人が関与することになる。第二に、判例は、債務者が清算手続中に単独で行使し得る債務者固有の権利を認めた。これは主に手続法上の権利であり、例えば、裁判上の清算手続の開始決定に対する異議や、債権の確定に関する決定に対する異議、債権の否認、裁判所に裁判上の清算手続の終結を申し立てる権利等がこれにあたる。

88 解雇 裁判上の清算手続中に、企業活動の停止に伴い労働者を解雇する必要が生じることがよくある。もつとも、労働法の定める解雇手続が（裁判上の清算手続中だからといって）大きく軽減されることはないので、解雇の実施に実務上困難が生じている。というのも、労働者に対して支払いを行う賃金債権保険制度 (*AGS, Assurance*

garantie des salaires) の適用を受けるためには一五日以内に労働者を解雇しなければならぬが、その短期間のうちに解雇に関する厳格な手続を履践することは困難だからである。なお、企業活動の停止は解雇を正当化する経済的理由を構成し、従業員はこれを争うことができない。したがって、解雇の実施に伴う困難はもっぱら手続上のものである。

89 契約の継続 立法者は、契約の継続の問題に関して、救済手続や裁判上の更生手続における解決と比較的近い解決を、裁判上の清算手続についても設けた。契約は、企業活動停止の場合であっても、原則として、裁判上の清算が宣告されたという事実のみによって解消されることはない。契約を終了させるのは清算人である。企業活動が継続し、管理人が選任されている場合で、契約が継続するときは、管理人が通常どおりの権限を有する。この場合、継続に関する通常のルールが適用される⁽⁴⁾。また、救済手続や裁判上の更生手続におけると同様、商事貸借借を特別に保護するルールが存在する⁽⁵⁾。なぜならば、企業譲渡が見込まれるときはもちろん、後日売却される積極財産を保管するためにも、企業の事務所を保持し続ける必要があることが多いからである。また、商事貸借借そのものが債務者の積極財産を構成するところ、当該貸借借の譲渡を見越して、商事貸借借契約が継続されることもある。それゆえ、企業活動が継続していないときにも、商事貸借借契約はしばしば継続する。

90 手続開始後債権の債権者 立法者は、裁判上の清算手続のなかに、手続開始後債権の債権者のうち、危機的状況下で企業活動の維持に寄与し、それにより企業譲渡を見込むことを可能にする債権者に対する弁済を優先するルールを設けた。すなわち、商法典L六四一―一三条は、他の手続に存するルール（L六二二―一七条）と類似の

ルールを指定している。他の手続に存するルールとの相違点は——大きな違いではあるが——、手続開始前債権の債権者のうち、担保（被用者先取特権 (privilege du droit du travail)、不動産担保 (sûreté immobilière)、留置権、新規融資の先取特権 (privilege de la new monnaie)）を有する者は、〔商法典L.六四一——一三条の適用を受ける〕手続開始後債権の債権者よりも前に弁済を受けるということである。同条は、優先弁済の対象となる手続開始後債権として、次の五つの場合を規定している。すなわち、手続の必要のために生じた債権、商法典L.六四一——一〇条の適用により認められる企業活動の暫定的維持のために生じた債権、企業活動の暫定的維持の間に債務者になされた給付の対価として生じた債権、継続中の契約の履行として生じた債権、及び、債務者の日常生活上の必要のために生じた債権である。

第三節 裁判上の清算の実施方法

91 二元性 二〇〇五年の法律以来、裁判上の清算の段階における積極財産の換価の実施方法は、二つに区別されている。第一の方法は企業譲渡であり、それは、債務者が自身で企業を再建することができないときに、その企業活動を維持し、かつ、多くの場合、大多数の雇用を維持することを約する引受人に、企業を譲渡するというものである。これは、実質的にみれば、企業の再建という解決である。これに対して、第二の方法は積極財産を個別に売却するというものであり、この場合、企業は消滅するに至る。どちらの場合にも、債権者は、倒産手続に関するルールに従い、積極財産の譲渡代金によって弁済を受けることになる。

論

92 原則 商法典L六四二―一条以下によって規定される企業譲渡は、裁判所によって決定される包括的かつ一括価額による取引である。これは、企業活動の維持、雇用の維持及び譲渡代金により弁済を受ける債権者への支払いを、最も好条件で行うことを保障する引受人に企業を帰属させるものである。⁽⁶⁾ 原則的に、裁判上の更生手続又は裁判上の清算手続が開始されると、債務者が更生計画を準備していたとしても、企業は売りに出されることになっている。広告は、司法管財人が行わなければならない、引受けの申出を促すためにインターネット及び新聞上に出される。

93 引受けの申出 引受けの申出は第三者によるものでなければならず、これは引受けの申出の受理要件である。すなわち、商法典L六四二―三条は、とりわけ、債務者、債務者である会社の法的な又は事実上の経営者及び債権者に近い親族（厳格にコントロールされる例外的場合を除く）は引受けの申出をすることができないと規定している。申出は書面によりなされ、それは予定される引受けの主要な点に関する情報を含むものでなければならぬ。とりわけ、引受けの対象となる財、契約及び従業員、引受け価格ならびに提供される履行の担保に関する情報が含まれなければならない。⁽⁷⁾ 書面による申出は、提出後は撤回不可能となり、引受けの条件が改善される場合を除いて修正することもできない。したがって、複数の引受人がいる場合には、ある種の「競争」となる。

94 譲渡の実現

企業譲渡は、次の二つの主要な段階を経て実現される。第一に、譲渡計画を採択する裁判所の

決定、第二に、譲渡に関わる諸行為の実行である。裁判所は、複数の申出を吟味して、その中から最良のものを採用する。採用されるのは、商法典L.六四二―五条によれば、「譲渡対象となる事業全体に関わる雇用及び債権者への支払いを、最も好条件で最も継続的に保障することができる申出であつて、履行につき最良の担保を提案するものである。裁判所は、一つ又は複数の譲渡計画を採択することができる」。満足すべき申出がない場合には、裁判所は企業活動を終了させる。この場合、企業の積極財産は個別に売却される。企業譲渡の決定によつて明確にされるのは、次の事項である。引受人、譲渡の範囲、すなわち、商法典L.六四二―二条にいうところの「申出に含まれる財、権利及び契約」、譲渡価格、支払方法及び譲受人が提供する担保、一定の財（とりわけ企業活動に必要な財。それは多くの場合営業財産である）の他への譲渡禁止、実施しなければならない解雇である。最後に、譲渡計画の採択後に企業を経営する者を決定しなければならない。もつとも、多くの場合に自らの意思に反して企業の経営権を奪われている債務者に経営を任せておくのは適切でないように思われる。そこで、商法典L.六四二―八条は、引受人が譲渡価格を供託し、又は、相当額の担保を提供したことを条件として、裁判所は、引受人の請求及びその責任に基づき、被譲渡企業の経営を引受人に委託することができる⁸⁾と規定する。譲渡計画が採択されると、譲渡行為の締結が準備される。この譲渡に関わる諸行為について、一般法の適用は一部除外される。これらの行為を行うのは、清算人、又は、管理人が選任された場合には管理人である。譲渡計画を履行するための諸行為は当該計画の条項に従つて行われなければならない。管理人の同意があつたとしても一切の変更は許されない。これらの行為を行うための期間制限はなく、譲渡価格はその締結時に支払われて清算人に交付され、清算人が債権者らに分配する。企業譲渡という取引は一括価額でなされる射倖的な取引であるため、売買法の定める担保責任のルールや同意の瑕疵に関するルールは適用され得ない。

論

95 残された解決 企業の全部又は企業活動の特定の部門について譲渡をすることができない場合には、企業の積極財産の売却を決断せざるを得ない。もつとも、大部分の設備はしばしば信用供与賃貸借の賃貸人が所有しており、企業の積極財産に不動産が含まれることはまれであるため、多くの場合、積極財産は大した金額にならない。自然人について清算手続が行われるときは、個人的な用途で用いられる財の帰趨も検討されなければならない。

96 積極財産の換価の範囲 商事法の最近の展開（差押禁止の申述、有限責任個人企業家（ELRL））により、債務者が個人企業家である場合には、債務者がその資産を保護するための法技術を採っていたかどうかによって、換価される積極財産の範囲が大きく変わることになった。これに対し、債務者が会社である場合には、何の問題もなく、裁判上の清算手続において会社の資産がすべて売却される。

倒産手続、特に裁判上の清算手続の開始は、債務者の財に対する差押えの効果を生じさせる。これは倒産手続の物的効果といわれる。これによって債務者の財のすべてが債権者の一般担保（責任財産）となり、手続の中で一つのまとまりとして扱われるが、これは資産の単一性の理論の帰結である。このような物的効果は、債務者固有の財だけでなくすべての共有財にも及ぶ。債務者が不分割権利者である場合、債権者は、裁判上の清算手続において、不分割権利の分割を促し、債務者の持分を把握することができる。

しかしながら、二〇〇八年に改正された二〇〇三年八月一日の法律以来、個人企業家は、その活動内容いかんを問わず、企業活動に用いられていない不動産について、差押禁止の申述をすることができる。⁽⁹⁾ この差押禁止の申述⁽¹⁰⁾

は公示され、公示後に登場した事業債権の債権者に対してのみ対抗することができる。そのため、企業家の個人債権の債権者、例えば、不動産購入資金を融資した銀行は、それが支払われない場合には常に、その財物を〔その後に差押禁止の申述がなされたとしても〕差し押さえることができる⁽¹¹⁾。企業家が手続開始前に差押禁止の申述を行っていたときには、その対象となった不動産に倒産手続が及ぶか否かが問題となる。というのも、差押禁止財産は倒産手続の物的効果を免れるというのが原則〔であり、そうであるとすれば、差押禁止の申述の対象となった不動産も物的効果を免れることになりそう〕であるが、この場合に特徴的なのは、〔申述の公示前から存在する債権者との関係では差押えは禁止されないのだから〕当該不動産について、その購入のために融資しそれゆえこれを差し押える権利を有する債権者が倒産手続に参加する以上、差押えが全面的に禁止されるわけではない。そうであるならば、清算人は、これらの債権者の権利行使を理由に、当該不動産を手続に組み入れ、手続の中でこれを売却し、その価額を全債権者に分配することができるのだろうか。差押禁止の申述及び裁判上の清算に関する条文が何の回答も用意していないため、この問題についてはすぐに議論が生じた⁽¹²⁾。これが問題となった事案について、破毀院は、いくつかの重要な判決を下した。破毀院は、第一に、差押禁止の申述を有効であると明確に認めた。すなわち、「債務者は、裁判上の清算手続の開始前に行った差押禁止の申述を、管理処分権の喪失のルールにかかわらず、〔清算人に対して〕対抗することができる⁽¹³⁾」。第二に、破毀院は、清算人は全ての債権者の利益のためにしか行動できないため、差押禁止の申述の対抗不能を宣言させる訴訟を提起できないと判断した。大半の場合には、清算人がこのような訴権を行使しても、差押禁止の申述を対抗される立場にあった債権者⁽¹⁴⁾、すなわち、差押禁止の申述の公示後に生じた債権の債権者の利益にしなければならない〔から、清算人は差押禁止の申述の対抗不能を宣言させる訴訟を提起できない〕。

「EIRL」については、裁判上の清算手続の対象となるのは、目的資産、すなわち事業資産のみであり、事業資産が複数ある場合、手続は資産ごとに開始されるのが原則である。「EIRL」の地位を選択することによって企業主の個人的な財は保護される。もつとも、法律は、とりわけ倒産手続法上の法技術を用いることによって、この資産分離の効力を失わせる様々な手段を予定している。例えば、資産の混和の場合における手続の拡張や積極財産の不足を理由とする責任訴権であり、これにより、手続に服する目的資産の消極財産の全部又は一部に関する責任を、もっぱら企業家の個人資産に負わせることが可能となる。⁽¹⁶⁾もつとも、これらの場合でも、企業家は、自己の不動産を保護するために差押禁止の申述を利用することができるであろう。

97 積極財産の換価の方法 商法典L.六四二—一八条以下の文言によれば、積極財産の譲渡は主任裁判官の指揮の下で行われ、主任裁判官が財の換価方法を選ぶことができる。例えば、不動産は、通常は不動産差押競売の規律に従って売却されるが、主任裁判官は、公証人による裁判外競売 (*adjudication amiable*) や任意売却 (*vente de gré à gré*) がより多くの利益を生じ債権者により多くの弁済をもたらすのであれば、これらの方法で行うことを決定することができる。債権者への配当をできるだけ多くすることが裁判上の清算手続における主要な目的だからである。その他の財についても、主任裁判官は、公的競売 (*vente aux enchères publiques*) と任意売却のいずれを行うかを決定することができる。公的競売又は任意売却を行うのは清算人である。このような個々の積極財産の任意売却による換価は、譲渡計画の実行においてなされる売却との関係で、重要な違いがあることを指摘しなければならぬ。というのも、破産院が、任意売却は一般法上のルールに服すると判断したからである。

98 債権者への支払い 裁判上の清算手続の進行中、又は、裁判上の清算手続に移行する前の救済手続又は裁判上の更生手続の進行中に発生する債権は、手続開始後債権である。手続開始後債権の債権者は、債務者に対してその支払いを請求することができるという特殊な地位にある。これに対して、他の債権者は、清算人による支払いを受ける。清算人は、さまざまな先取特権及び担保を考慮して、売却された個々の財ごとに、債権者の順位を確定する配当順位表を作成しなければならない。このとき、被用者特別先取特権への弁済が絶対的に優先され、これにより、手続開始直後から従業員に対して迅速に賃金の支払いをした賃金債権保険制度 (AGS) への償還がなされる。

99 清算手続の終結 清算人は、積極財産を換価して債権者に対する支払いをした後に、裁判所に清算手続終結決定を申し立てることができる。ほとんどの場合、終結の理由は積極財産不足である。これは、債権者の全員に対して支払いをすることはできないことを意味し、優先債権者でさえ完全な弁済を受けられないことも多い。消極財産の消滅を理由として清算手続が終結することはまれである。いずれにせよ、清算手続が終結するまでには時間がかかることが多く、手続が数年間にわたって続くこともある。これは債務者にとって非常に大きな不利益となる。というのも、債務者は、清算手続の全期間を通じて管理処分権を喪失しており、独立の事業活動を再開することができず、従業員として就職することしかできないからである。積極財産の不足を理由とする清算手続の終結は、債務者に非常に有利な効果をもたらす。というのも、商法典L.643-11一条は、債権者は権利行使ができる地位を回復しないとの原則を定めているため、債務者の負債は消滅し (effacement des dettes)⁽¹⁷⁾、したがって債務者は、清算手続に付されたという失敗によるペナルティーを科されずに経済生活を再始動させられるようになるからである。このような措置は、債務者の再出発又は「フレッシュ・スタート」を推進すると考えられている。これは、

ジョルジュ・リペール (Georges Ripert) がすでに予言していたことである。リペールは、当時、自己の負債を支払わない権利を告発していた。⁽¹⁸⁾ とはいえ、商法典の条文は、例外的に負債が消滅しない場合を列挙している。主要なものとして、例えば、とりわけ債務者に代わって弁済した保証人や共同債務者は、償還を得るために債務者に対して権利行使することができる。また、債権者は、破産犯罪(刑事罰)について有罪となりあるいは失権 (faillite personnelle) (民事罰) を受けた債務者に対して、権利行使することができる。というのも、債務者にフォートの場合は特別扱いを受けるに値しないからである。債務者のフロードを立証できる場合も同様であろう。

100 結語 経営難の企業に関する法が適用される事案の大部分は裁判上の清算手続であり、このような現状は、債権者に支払うために積極財産を売却するという大昔からの伝統的な発想に多少なりとも回帰するものである。もつとも、経営難の企業に関する法は、その始まり以来、長い道のりを歩んできた。同法は、確かに、企業の救済と債権者の保護との間で常に多少の不安定さを抱えており、不完全さは残るが、今日、一定の均衡を達成している。それゆえ、この法は、長い道のりを経て、現在では成熟の域に達したと考えられる。立法者も同様に考えていることを祈りつつ――。

補章 二〇一四年三月一二日のオルドナンスによる改正⁽¹⁹⁾

101 新たな改正 フランスには、「二度あることは三度ある」という言い回しがあるが、経営難の企業に関する法に則して言えば、「八度あることは一度ある」と言い換えることができよう。というのも、二〇一四年三月一二日のオルドナンスは、二〇一四年六月三〇日のデクレにより補完され、二〇一四年九月二六日の新たなオルドナンスにより修正されたが、これらの改正は、救済手続に関する二〇〇五年七月二六日の法律から数えて、経営難の企業に関する法の九回目、一〇回目、そして一一回目の改正だからである。

二〇一四年三月一二日の改正は、オルドナンスという形式をとっている。この形式は、今や、政府が迅速に行動し、かつ、策定する法文について主導権を保持したいと考えるときに、しばしば用いられている。オルドナンスによる立法は、この二つの利点、つまり迅速性と政府の主導権保持を有することから、経済に関する法改正に際して重要な切り札となっている。オルドナンスによる立法のプロセスには、まず、議会が授權法を制定することにより、政府が同法の定める枠内でオルドナンスによる立法を行うことを認めるといふ段階がある。次に、「政府によって策定された」オルドナンスが法律としての価値を得るためには、議会による承認が得られなければならない。オルドナンスは、デクレによって補完される。

今般の改正は全体が三〇〇か条以上から成る密度の濃いものではあるが、それによってまったく新たな法が出現したというわけではなく、既存の法が改革されたにとどまる。実際、オルドナンスは、二〇〇五年の法律が定めていた大枠を維持している。すなわち、企業の救済を優先させることや、経済的困難に早期に対処した債務者だけに認められるメリット等は維持されている。

改正法は二〇一四年七月一日に施行された。この改正は、次のいくつかの方針に則っている。それは、経営難の企業に関する法を安定化し簡素化すること、企業が直面している困難に適した解決を促進する実用的な方法を採用すること、経営難の企業に関する法に関わる様々な人、すなわち、債務者、債権者、社員らの法的地位の均衡を回復することであり、大筋ではこれらの方針を批判することは難しい。実際、一九八五年一月二五日の法律以降に採択された諸法令によって、経営難の企業、その経営者及びその株主には、極めて有利な地位が与えられてきた。ところが、少し前から、このような状況を批判する動きが現れている。このような状況は、債権者の権利をしばしば無駄に犠牲にしているというのである。無駄にというのは、実際に利用されている手続の大多数は、救済という目的を達成できない裁判上の清算手続だからである。政府はこのような主張に耳を傾けて、今般の改正を行った。

新しい法文は実務家からも研究者からも好意的に受け止められた。いつものように批判されもしたけれども、その批判は、改正の主要な点にかかわるものではなかった。この改正は、経営難の債務者のために新たな道具を創出するものであり（第一節）、また、商法典第六編によって規律される倒産手続に、自ら進んであるいは否応なしに関わる者の法的地位の均衡を回復しようとするものである（第二節）。

第一節 経営難の債務者が利用できる道具の増加

102 債務者の個々の必要に応じた解決の促進 債務者が利用できる道具を増加させたことは、改正のなかで実用主義が最も色濃く表れている部分である。それは、商法典第六編に従来規定されていないが債務者が置かれた状況に適した解決を採用するという考えに基づいている。今般の改正が想定する二つのケースは対照的なものであり、それぞれに対応するために、迅速救済手続と事業者再生手続 (procédure de rétablissement professionnel) とが創

設された。迅速救済手続は、早期対処の実効性を強化し、債務者が早期対処を選択した場合にその努力が報われることを目的としている。これに対して、事業者再生手続は、債務者の経済的失敗を法的に確認したうえで、債務者が再起し新たな活動を開始できるための簡素かつ迅速で実効性のある解決を、債務者に提供することを目的としている。これらの二つの手続は全く異なるものであるが、いずれも、経営難の債務者の個々の必要に応じた解決を促進しようとする新たな法文の意図を表している。

一 迅速救済手続

103 迅速救済手続の創設 迅速救済手続は、この改正の範となる、あるいは少なくとも最も象徴的な措置であり、そこには、経営難に立ち向かおうとする債務者を助けようという意図が明確に示されている。迅速救済手続は救済手続の亜種であり、一般の改正以前から存在していた融資に関する迅速救済手続と並ぶものである。それゆえ、特別の規定がない限り、救済手続に関するルールが迅速救済手続にも適用される。迅速救済手続においては、三か月以内に救済計画の認可に至らなければならない。

迅速救済手続に関する規定は、商法典L.六二八―一条以下に置かれている。ここでは、この手続の適用要件が定められるとともに、その手続の進行と効果が明らかにされている。

104 適用要件 迅速救済手続は、特別の要件のもとで適用される独自の手続である。というのも、迅速救済手続は、調停手続と救済手続とを結びつけるものだからである。実際、迅速救済手続は、一定の基準を満たす債務者によってしか申し立てられない。この基準を充たし得るのは、既に調停に服している企業のうち、重要な企業であり、

その大半は会社である。迅速救済手続の目的は、調停手続に応じずその成立を妨げる債権者の反対を克服することにある。というのも、調停手続には債権者に手続に応じるよう強制する法的手段は全く存在しないからである。それゆえ、迅速救済手続が導入される以前は、債務者は、債権者の反対を押しつけて調停手続を進行する手段を全く有していなかった。これに対し、今日では、債務者は、迅速救済手続を申し立てることによって、債権者に手続に応じよう強制することができる。債務者は、L.六二八―一条が定めるところに従い、債権者の広い支持を得ることが可能な、したがって手続開始決定から三か月以内という短期間に認可される蓋然性が高い救済計画案——実際には調停合意——の存在を裏付けた場合には、迅速救済手続を申し立てることができる。

105 迅速救済手続の進行

迅速救済手続が開始されると、通常の救済手続では債権者集会の構成が法律上必要とされないような場合であっても、債権者集会が構成されなければならない。実際、迅速救済手続の意義は、反対する債権者を、債権者集会における多数決（債権額の三分の二以上の特別多数決）のルールに服させることにある。

迅速救済手続に関わるのは手続開始前債権の債権者だけであり、これらの債権者はその債権を届け出なければならず、その後は債権者集会に属することになる。ある債権者が金融機関の集会に属するか供給業者の集会に属するかは、その活動内容によって決まる。各集会が救済計画について決議を行うが、救済計画は認可されるはずである。なぜならば、債権者のほとんどが救済計画に賛同していることが、迅速救済手続の開始要件の一つだからである。

このようにして迅速救済手続が開始されると、早い段階で救済計画が認可され、企業は必要な措置、すなわち主に期限の猶予と債務の減免という措置の利益を受けることができる。なお、調停手続とは異なり、迅速救済手続には密行性はない。

二 事業者再生手続

106 事業者再生手続の創設 事業者再生手続は、二〇一四年改正によって新たに認められた重要な措置の一つであり、消費法典の定める過剰債務処理手続から直接着想を得ている。過剰債務処理法においては、二〇〇三年以降、個人再生手続 (*procédure de rétablissement personnel*) が認められている。事業者再生手続が過剰債務処理法から直接着想を得ていることは、負債が事業上のものであるか否かという違いはあっても、同じく債務者の経済的破綻を対象とする二つの法分野の間に交流があることを示すものである。過剰債務処理法は以前から商法の技術に着想を得てきたが、今日、立法者によって逆のことがなされたのである。

政府によれば、ここでの目的は、債権者への配当に充てるための有意な積極財産を全く持たないために裁判上の清算を行うことが無駄となる債務者について、迅速な処理を行うことにある。その手続は最大で四か月しか継続せず、債務者がその状況から早期に脱却し活動を再開することを可能にしようという考え方が採用されている。

107 開始要件 事業者再生手続は、裁判上の清算手続と不可分に結びついている。裁判上の清算手続を申し立てた債務者、あるいは特に債権者によって裁判上の清算手続を申し立てられた債務者は、事業者再生手続を申し立てることができる。事業者再生手続の主たる意義は、個人再生手続の場合と同様、債務者の負債が消滅することにある。

この効果は当然のことながら債権者にとって極めて不利なものであるから、債務者がその効果に「値する」でなければならぬ。それゆえ、商法典L.645―1条以下は、以下のように、この手続の恩恵を受けるための複数

の要件を規定する。

— 債務者の積極財産の価値が、五、〇〇〇ユーロ以下であること

— 債務者が申立ての六か月前以降に従業員を雇い入れていないこと

— 債務者が、五年以内に、積極財産の不足のために終局した裁判上の清算手続又は事業者再生手続の対象となつたことがないこと

— 債務者が誠実であること

裁判所は、債務者の申立てに理由があると認めるときは、受任裁判官 (juge commis) 及び司法管財人を選任し、彼らがこの極めて簡素化された手続の進行に関与することになる。

108 手続の進行 手続の進行は極めて簡素である。債務者は、自己を債務者とする債権を受任裁判官に知らせなければならず、知られた債権者、すなわち、司法管財人から手続について知らされた債権者は、その債権を届け出なければならぬ。保証人及び担保設定者も、手続開始について通知される。この手続が終結すると、すべての負債は消滅する。ただし、従業員の債権、扶養料債権、及び、事業者再生手続前又は手続中に債権者に弁済した担保設定者の債権については、その限りでない。

負債の消滅は、不運であり負債を免れるに値する債務者へのみ認められる措置でなければならない。それゆえ、手続開始要件が充足されていなかったことが手続中に判明した場合には、裁判上の清算手続に移行する。同様に、手続が終結し負債が消滅した後であっても、手続開始要件が充足されていなかったことが確認された場合には、裁

判上の清算手続が開始され、債権者はその権利を再び行使できる。この場合には、負債の消滅という効果が消滅するのである。

この新しい手続は、極めて深刻な不況の犠牲となった債務者に与えられる恩恵である。この手続によって、債務者は、決定的に損なわれた財産状態からより迅速に脱出することができるはずである。

債務者が採り得る手続が増加することは、それによって経営難の企業に関する法がさらに複雑になるとしても、是とされなければならない。

第二節 手続に関与する者の法的地位の均衡の回復

109 法的地位の均衡を回復する必要性 以上の手続を新設した二〇一四年三月一二日のオルドナンスには、経営難に陥った債務者に有利な立法を追求するという立法者の意思が表れている。もつとも、今般の改正では、それと同時に、最近の諸改正によって冷遇されてきた債権者の法的地位を改善し、経営難の会社を救済する際に、その株主により大きな責任を負わせなければならないとの立法者の考えも明らかになった。

一 債権者の法的地位の改善

110 債権者の地位の改善 二〇一四年三月一二日のオルドナンスは、債権者の地位に多かれ少なかれ重要な多くの改善をもたらしているが、とりわけ次の二点を強調したい。すなわち、債権者に対する支払いの容易化と、債権者の手続への関与の強化である。

III 支払いの容易化——債権届出 経営難の債務者の債権者が追求する第一の目的は、もちろん支払いを受けることである。このことは、度重なる法改正によって債権者への支払いが二の次にされたからといって、変わるものではない。二〇一四年三月一二日のオルドナンスは、このような観点から、債権者、とりわけ経営難の企業に関する法により冷遇されていた手続開始前債権の債権者の命運（処遇）を改善する様々な措置を含むものである。

手続の中で支払いを受けようとする全ての債権者は、債権を届け出なければならず、届出のない債権は、手続の中で対抗できないものとみなされる。このような債権届出の仕組みは、従来から、複雑で債権者にとって不利なものだと考えられていた。二〇一四年三月一二日のオルドナンスは、このような仕組みを根本的に改革した。とりわけ重要な点は、商法典L六二二—二四条が、債務者が司法管財人に債権者一覧表を提出することにより債権の存在について情報提供したときは、債務者が債権者のために届出をしたものと推定され、その推定は債権者が自ら届出をしない限り維持されることである。債権者による情報提供も債権者による債権届出も、手続開始決定の公告から二か月以内に行われなければならない。これにより、債権者が届出を懈怠した場合でも、債権者は手続に参加することが可能となる。

しかし、この新しい規定は次の疑問を生じさせる。債務者が情報提供をしない場合にはどうなるのか。これは、債権者のための失権からの回復 (releve de forclusion) の新たな場合となるのであろうか。そうだとすれば、債権者が手続開始決定の公告から六か月以内に失権からの回復を申し立てたときは、主任裁判官を通じて、期間経過後の債権届出ができる可能性を認め得る。また、例えば、債務者が届出に際して記載した額について、債権者が異議を述べる場合にはどうなるのか。この場合、二つの場合に分けて解決を考えることができる。第一に、債権届出のための二か月の期間が満了していない場合、債権者は正しいと考える額について届出をしなければならない。第二

に、この期間が満了した場合、債務者によって当該債権の届出がなされているにもかかわらず、債権者に失権からの回復が認められるのだろうか。このような可能性は認められるべきであるように思われる。というのも、商法典R.六二二―二五条は、債務者が司法管財人に債権を有効に知らせなかった場合を、失権からの回復が認められる場合として規定しているからである。

112 支払いの容易化——債権者が支払いを受けられる機会の増加 新しい二つの措置によって債権者が支払いを受けられる機会が増加する。第一に、債務者が自己の不動産資産を守るために危機時期（支払停止日から手続開始までの期間）の間に申し立てた差押禁止の申述は、今般の改正により、当然に無効となる。無効となった申述の対象であった不動産は、手続の範囲に再び組み込まれ、債権者への配当に充てるために裁判上の清算手続において売却される。したがって、債務者がすでに支払停止に陥っているのに差押禁止の申述をしたときには、この申述は効力を失う。このような振る舞いが債権者を害する意思を示していることは確かであるから、オルドナンスは、これに対して制裁を加えることにしたのである。第二に、新しい法文は、新規融資につき先取特権を有する債権者の命運を明確にした。というのも、「調停手続中に行われた」新規融資にかかる債権の債権者の法的地位はいまいであり、議論を生じさせていた。実際、新規融資の債権者は、調停の後に開始する救済手続、裁判上の更生手続又は裁判上の清算手続においては手続開始前債権の債権者となってしまう。改正前は、裁判上の清算手続の場合には、新規融資の債権者は第一順位で支払いを受けるとされていたが（商法典L.六四一―一三条）、救済手続ないし裁判上の更生手続の場合には、新規融資の債権者の命運は定かでなかった。新規融資の債権者は、手続開始前債権を有する全ての債権者と同様に救済計画ないし更生計画に服するのか。それとも、法律が明示していないにもかかわらず

ず、優先的に支払いを受けられるのか。今般の改正により、新規融資の債権者は「救済計画又は裁判上の更生計画の外」におかれ、それゆえ、他の手続開始後債権の債権者と競合関係に立つことが明らかになった。ただし、新規融資の債権者が救済計画又は更生計画に従うことを承諾した場合は、その限りでない。

113 手続への関与の強化 債権者の手続への関与を強化することにつき、二〇一四年三月二日のオールドナンスは、二〇〇五年の法律の方針に従っている。この法律は、債権者集会を創設し、大企業について、債権者を債務者が提案した救済計画ないし更生計画の採択のプロセスの中心に戻すものであった。

二〇一四年三月二日のオールドナンスは、さらに先を行くものである。このオールドナンスは、債権者のうち債権者集会を構成する者にも、計画の提案権を与えるからである。債権者が提案した計画は、債務者が提案する計画と競合することになる。全ての計画が債権者集会の判断に委ねられ、債権者集会はこれらの計画から一つを選択するために投票しなければならない。債権者が提案した計画が採択された場合には、当該計画を提案した債権者が自ら提案した経済計画を実行するために当該企業の経営に参加する必要があることは、よく理解できる。自己の計画が採択されなかった債務者がこの計画を実行するとは考えられないからである。これにより、社員の権利に関係する新たな措置を考えなければならなくなる。

二 経営難の会社の社員の巻き込み

114 社員の責任 経営難の企業が会社であるときには、それがいかなる会社形態であっても、社員や株主が会社を救う際に演ずべき役割が問題となる。この点について、会社法の考え方と経営難の企業に関する法の考え方は、

必ずしも一致するわけではない。会社法の考え方によれば、少なくとも有限責任会社においては社員が保護され、社員が引き受けた責任をその意思に反して広げることはできない。したがって、社員は会社に〔追加的に〕資金提供することを強制されず、その責任は出資額に限定される。しかしながら、会社が経営難に陥った場合に、まずは会社の組織を資金面で支えるべき社員に努力するよう求めることは、正統なことだといえるのではないか。まずはもって〔社員ではなく〕債権者に、債務の減免や期限の猶予を付与して経営難の会社を援助するよう求めるのは当然だといえるだろうか。

これらの疑問は、ここ数年間、法学説及び経済学説における議論を盛り上げてきたが、両理論の考え方には少々対立がある。というのも、経済学者は社員をより大きく巻き込むことに賛成しているからである。

二〇一四年三月一二日のオルドナンスはこのような流れを取り入れたものであり、このような〔社員を巻き込むべきだという〕考え方は複数の規定となつて商法典に挿入された。第一に、会社の資本金の払込みが完了していない場合、救済手続、裁判上の更生手続又は裁判上の清算手続の開始によつて、社員が支払義務を負う額は直ちに請求可能となり、司法管財人がこの資金を取り立てる権限を有する。第二に、企業、とりわけ会社が資本再構成 (recapitalisation) という手段によつて救済されることがよくある。すなわち、企業活動の継続、企業再編、あるいは新たな投資のための資金を賄うために、資本再構成という手段が用いられる。この点について、オルドナンスは新たに、このような資金調達に反対する社員や株主に対して、強制力のある措置を課すことにした。したがって、特別決議を阻止できる少数株主が、再度の資金調達 (refinancement) という措置を採用するにつき障害となる場合には、裁判所は、会社を再起させるために召集される株主総会において、これに反対する少数株主の代わりに裁判所選任の代理人²⁰⁾が投票することを決定することができる。同様に、新しい法文によれば、資金調達の措置を採用

するために通常要求される定足数及び議決数を修正する権限も、裁判所に与えられている。定款を変更できるのは特別決議のみであり、それには、三分の二以上の特別多数決が要求されるが、これに代えて、過半数の単純多数決で決議することができるのである。現在審議中の法律が採択された後には⁽²⁾、さらに乗り越えなければならない段階が存在する。というのも、この法律は、反対する社員や株主が、裁判所によって、会社の再建を保障するための経営難の会社への再出資を約する第三者への社員権 (right) の譲渡を強制され得ると規定するからである。このような一般法上の限界を超える措置は、法文によって枠づけられ、かつ、一般利益によって正当化されなければならない。このような措置は、憲法上強く保護される権利である所有権 (droit de propriété) を侵害するからである。

115 結語 以上、二〇一四年三月一二日のオルドナンスの概要を説明したが、このオルドナンスは、従来の法を覆すほどの激変をもたらすものではなく、これを発展させるものである。この法文は、「手続関与者間の」均衡を保とうと努めている。しかし、経営難の企業に関する法において、この均衡を見出すのは非常に難しく、同法は今後も絶えず発展し続けるだろう。

(一) CEDH, 22 sept. 2011, Act. proc. coll. 2011, n° 286, obs. N. Fricero. 一〇年以上前から係属している裁判上の清算手続について、欧州人権裁判所は、次のように判示し、フランスに対して有責の判決を下した。すなわち、「本件において、手続が過度に長期間に及んでいると認められることに鑑み、当裁判所は、申立人の財産の尊重に関する権利に対する制限は、手続の間を通じて正当化されてはいないと考える。というのも、財産の管理処分権の剥奪は、原則として、追求される目的を達成するために必要な手段であるとはいえ、その必要性は時と共に減少するからである」とした。欧州人権裁判所の見解によれば、この手続の期間は、倒産における債権者の弁済に対する一般的利益と、申立人の財産を尊重される個人的権利との間の均衡を破れさせたものだった。それゆえ、申立人の権利の制約は、追求された目的に比例していないことに

なる。

- (2) 商法典L六二六—二七条三項。
- (3) M.-H. Monsérie-Bon, Le dessaisissement et l'avènement des droits propres, Rev. Lamy dr. aff. mars 2005, suppl., p. 53 ; J. Vallansan, Le dessaisissement de la personne physique en liquidation judiciaire, Mélanges D. Tricot, Dalloz-Liéc. 2010, p. 599 ; C. Saint-Alary-Houin, Le dessaisissement du débiteur en liquidation judiciaire, Rev. proc. coll. 2003, p. 173.
- (4) 商法典L六四—一—一条。
- (5) 商法典L六四—一二条。
- (6) G. Couturier, Le plan de cession, instrument de restructuration des entreprises défallantes, Bull. Joly 2008, p. 142 ; D. Voinot, Le plan de cession, Gaz. pal. 20-21 janv. 2012, p. 25.
- (7) 商法典L六四—一二条。
- (8) 商法典L六四—一〇条。
- (9) 商人、職人又は独立事業者であり、自由業者も含めたる。
- (10) 商法典L五二六—一条以下。C. Malecki, La loi pour l'initiative économique et l'insaisissabilité de la résidence principale de l'entrepreneur individuel, D. 2003, p. 2220 ; S. Piedelèvre, Le nouveau droit de l'insaisissabilité, Defrénois 2008, 2245.
- (11) 商法典L五二六—一条。
- (12) P.-M. Le Corre, Protection de l'entrepreneur individuel et déclaration d'insaisissabilité, AJDI 2004, 179 ; Ph. Delmotte, Les vertiges de l'insaisissabilité : quelques problématiques nées des effets de la déclaration d'insaisissabilité en matière de procédures collectives, Rev. proc. coll. 2009/2, 6, p. 17.
- (13) Cass. com., 28 juin 2011, n° 10-15482 ; F. Pérochon, L'insaisissabilité opposable au liquidateur, JCP E 2011, 1551.
- (14) Cass. com., 13 mars 2012, n° 11-15438, JCP E 2012, 1325, note P.-M. Le Corre ; Act. proc. coll. 2012, comm. 105, obs. J. Vallansan ; BJS 2012, p. 495, note M.-H. Monsérie-Bon.
- (15) 商法典L六二—一二条。

- (16) 商法典L六五一―二条。
- (17) M.-H. Monserié-Bon, L'effacement des dettes dans les procédures collectives, Dr. et patrimoine 2009, n° 184, p. 64.
- (18) G. Ripert, Le droit de ne pas payer ses dettes, DH 1936, chron. 57.
- (19) (訳注) 本稿冒頭に紹介したモンセリエ＝ボン教授によるフランス倒産法講義の一環として、二〇一四年三月二日の改正に関する補講が実施された。この補章は、同教授が補講のために準備された原稿に、教授の許可を得て、一部加筆修正を加えたものである。補講は、二〇一五年七月二日に、京都大学で行われた。
- (20) 司法管理人及び司法管財人の中から選任される。
- (21) (訳注) このとき審議中であった法律は、二〇一五年八月六日の「経済成長、経済活動及び機会の衡平のための」法律として成立した。この法律により、商法典にL.六三一―一九―二条が挿入された。

* 本翻訳は、平成二七年度科学研究費基盤研究C「人的担保の附従性に関する基礎的研究」(課題番号 二六三八〇一一六、研究代表者 齋藤由起)による研究成果の一部である。